

# 警察との連携による 未届けの有料老人ホームへの 違反処理事例

名古屋市消防局 守山消防署 警防地域第二課 丹羽真斗

## 査察体制

名古屋市消防局(以下「当局」という。)は、消防局、16消防署、44出張所、約2,300名の職員で組織されており、全ての防火対象物に対して定期的な立入検査(以下「定期査察」という。)を行っている。定期査察は、「特定防火対象物(消防法第17条の2の5)」、「特定事業所(石油コンビナート等災害防止法)」及び「製造所等(消防法第10条)」については5年に1回以上、「その他」については10年に1回以上実施するものとしており、把握している95,256対象物(令和6年4月1日時点)全てに関与することで、火災及び死者の減少を図る施策としている。

## 事例概要

今回紹介するのは、福祉部局に未届けの有料老人ホームであったことから用途判定に悩まされ、さらに所有者の改善意識も低く是正指導にも苦慮したが、警察機関と連携することにより違反が早期に是正された事例である。

## 事例覚知

当該対象物は、当局として未把握の防火対象物で、覚知したきっかけは「119番通報」であった。通報は、「宅老所G(仮称)」の利用者が施設の電話で誤って119番通報し、結局、施設職員から救急車等不要との連絡を受けて指令センターから



出勤要請をかけることなく完結したものであった。しかし、その後、指令センター職員が「宅老所G」について調べたところ、当局が保有する防火対象物のデータベースになかったため、管轄の守山消防署(以下「当署」という。)に連絡をしたことで覚知に至った。

## 情報収集

関係機関等から情報収集を行った後、指導内容を検討し、立入検査を実施する方針とした。

### ○健康福祉局

まず、「宅老所」ということから名古屋市の健康福祉局(以下「健康福祉局」という。)に問い合わせをした。

Q1 「宅老所G」について把握しているか？

A1 未届けの有料老人ホームとして把握している。

Q2 消防だけでは用途判定が困難なため、合同で立入検査はできないか？

A2 そういうことはやっていない…。

Q3 健康福祉局ではどのように施設形態を判別しているか？

A3 所有者からの自己申告で、どの根拠法令に該当しているかを回答してもらい判別している。

Q4 有料老人ホームの要件は何か？

A4 (老人福祉法第29条関係)有料老人ホームとは、老人を入居させ、①入浴、排せつ、食事の介護②食事の提供③洗濯、清掃等の家事④健康管理のいずれかのサービスを提供する居住施設である。

### ○法務局及び市税事務所

次の2点について、請求を行った。

①不動産登記：土地区画整理事業のため取得できず。※土地区画整理事業に係る換地処分の公告に伴い、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行できない。

②課税台帳：所有者A(以下「A氏」という。)、木造2階建て、スレート屋根、延べ面積122.55㎡

## 指導内容の検討

ここまで把握した情報から(6)項ロとハの場合の指導内容を以下のとおり整理した。

	(6)項ロ	(6)項ハ
ソフト	防火管理者未選任・未届	
	消防計画未作成・未届	
ハード	防災物品未使用	
	消火器、SP、 自火報、火通、 誘導灯未設置	自火報、誘導灯 未設置
その他	違反対象物の公表制度に該当	

SP：スプリンクラー設備

自火報：自動火災報知設備

火通：消防機関に通報する火災報知設備

## 違反対象物の公表制度

当局の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが全体未設置の場合に、消防署長名の査察結果通知書を交付した後、公表通知書を交付し、市公式ウェブサイトに掲載する流れとなっている。

## 立入検査

### ○建物外観

当該防火対象物(以下「当該対象物」という。)は、一般住宅を改装し、有料老人ホームとして使用しており、看板もないため、外観からは、有



建物を東から見る

# 違反是正

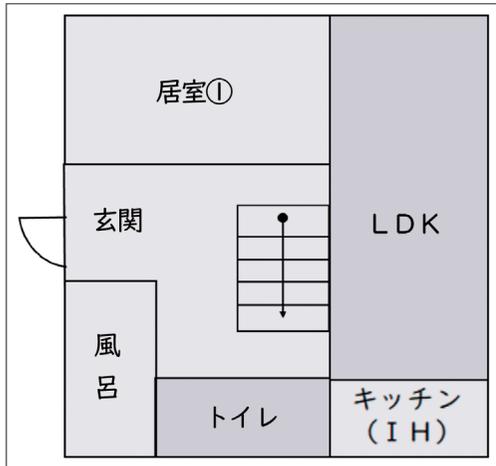


図1 1階平面図

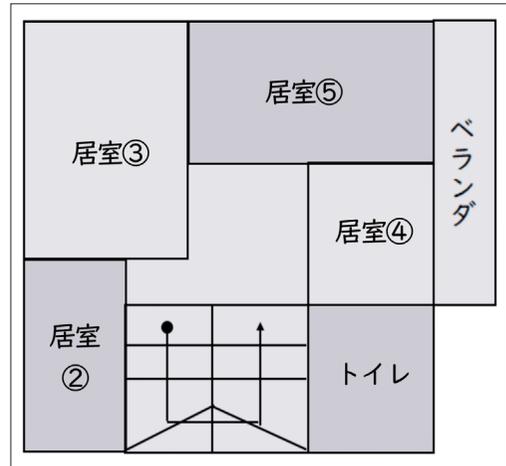


図2 2階平面図



写真1 LDK



写真2 居室③

料老人ホームと判断するのは不可能であった。

## ○建物1階

当該対象物の1階の間取りは、図1のとおりで、居室①、風呂、トイレ、LDK(写真1)で構成され、1階は、居室2名(定員3名)、LDK2名(定員2名)の合計4名が入居していた。

消防用設備等は設置されておらず、カーテンやじゅうたんの防災表示も確認できなかった。

## ○建物2階

2階の間取りは、図2のとおりで、居室②～⑤、トイレで構成され、2階は、居室②0名(定員1名)、居室③(写真2)3名(定員3名)、居室④1名(定員2名)、居室⑤0名(定員2名)の合計4名が入居していた。

消防用設備等は設置されておらず、カーテンやじゅうたんの防災表示も確認できなかった。

## ○用途判定

立入検査時の施設の就寝可能人数は13名(インターネットで募集している人数と同じ)であることから当該人数を定員とし、現在の入居者の要介護度で判定した場合、避難が困難な要介護者(要介護3以上)が4名であったため(6)項ハとなった。

構造	木造2階建て
面積	延べ面積 122.55㎡
	1階 69.56㎡
	2階 52.99㎡
令別表第1	(6)項ハ 定員13名 要介護3以上：4名
要介護区分	非該当：1名 要介護1：2名

(要介護区分)	要介護2：1名 要介護3：1名 要介護4：2名 要介護5：1名
収容人員	9名 従業員1名 入居者8名
不備欠陥事項	・自火報、誘導灯未設置 ・防災物品未使用
その他	違反対象物の公表制度

しかし、定員及び施設形態の情報が、健康福祉局に届出されておらず、所有者の口述及び現地確認のみで用途判定をしてよいのか、仮に所有者がベッド等を購入して就寝可能人数(定員)を無理やり増やせば、規制が緩和((6)項口から(6)項ハへ)され、安全性が担保できなくなってしまうなど疑問を感じたことから、当局の予防課違反是正係と打ち合わせをすることとし、改めて当時の国通知2・(2)(平成26年3月14日付け消防予第81号)(以下「81号通知」という。)を確認した。

81号通知では、「用途区分の運用上の留意事項」が明記されており、その中で、「利用形態が変化した場合に(6)項口又はハとなる有料老人ホームは、以下を目安として判断すること」とされ、(ア)の「社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること」、(ア)が明確でないときは、(イ)の「社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員」、(イ)の届出等がなければ、(ウ)の「資料提出」と記載されていた。

しかし、「目安として判断」という文言をどう解釈するかについて不安を感じたため、弁護士照会を利用することとした。

#### ○弁護士照会

Q 当局で発覚した福祉部局への届出が提出されていない有料老人ホームの用途判定について、81号通知内2・(2)アを参考とし、実際に入居している人数(8名)を定員として(6)項口と判定していますが、通知文を根拠に告発しても疑義が生じることはないでしょうか？

A 81号通知は、法的には、行政内部の命令であり、国民や裁判所への法的拘束力を有しません。しかしながら、そこで示された用途区分の運用上の留意事項が合理的であれば、裁判所における判断においても、当該留意事項が考慮されるべきところであり、81号通知2の(2)アに示された判断による用途判定は、国民の生命身体を火災から保護するという消防法の目的に照らし合理的であると解されます。

当局内の検討結果及び弁護士照会の結果を基に、当該対象物の現時点における用途判定は実際に入居している人数と現在の入居者の要介護度で判定することとした。

#### ○資料提出

実際に入居している人数を確認するために過去3か月分の入居者数の資料をA氏から提出してもらい、1月～3月までの実際の入居者の要介護度から用途判定すると、1・2月は(6)項ハ、2月末に要介護2の入居者が1名退去したため3月から(6)項口となる。A氏の口述によると、今後入居者が変動することはほとんどないとのことであった。

#### 立入検査結果

以上を踏まえて、以下のとおり立入検査結果を確定した。

構造	木造2階建て
面積	延べ面積 122.55㎡ 1階 69.56㎡ 2階 52.99㎡
令別表第1	(6)項口 実際の入居者数8名 現在の要介護3以上：4名
要介護区分	非該当：1名 要介護1：2名 要介護2：1名 要介護3：1名 要介護4：2名 要介護5：1名
収容人員	9名 従業員1名 入居者8名

## 違反是正

不備欠陥事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、SP、自火報、火通、誘導灯未設置</li> <li>・防災物品未使用</li> </ul>
その他	違反対象物の公表制度に該当

### 関係機関との連携

#### ○隣接市消防本部

立入検査時に、A氏から当該事業所はD株式会社が運営しており隣接市にも同形態の事業所を運営しているという供述があったことから、隣接市消防本部（以下「B消防本部」という。）に状況確認をしたところ、隣接市の事業所も3階建ての一般住宅を改装して有料老人ホームとして使用していた。これも本市の当該対象物とほぼ同じ状況で、令和2年7月からスプリンクラー設備及び自動火災報知設備未設置（(6)項口）で公表をしているとのことであった。

また、B消防本部は、当時、名古屋市でも事業を行うという情報をA氏から得ており、その際に名古屋市の消防署へ相談に行くように指導してくれていたようであったが、A氏は相談せずに運営を始めていたことが確認された。A氏は当該対象物に違反が生じることを認識して運営を始めたものと確信した。

なお、B消防本部の情報によるとB消防本部内にある事業所は、入居者を調整して(6)項口から(6)項ハとなり、自動火災報知設備の未設置違反のみとなったが、現在も違反は是正されていないとのことであった。

#### ○警察機関との連携

このまま改善されなければ、7月時点で11月に警告、翌年6月に命令へ移行する予定であったが、A氏は見積もりを取得している気配もなく、何かと理由をつけて先延ばしにしているのを感じた。改善の計画も立てず、法令遵守の意識が低いのは、隣接市の状況や健康福祉局へ届出をしていないことから明白であり、火災が発生した場合には被害が大きくなる可能性があった。その後、上司の提案もあり、告発を見据えて、警察に相談してみることにした。警察に電話し、「消防法第17条第1項違反でスプリンクラー設備及

び自動火災報知設備等が設置されていない有料老人ホームがあり、覚知から約7か月が経過し、改善の見込みもなく、火災発生時の人命への危険性が高い」と伝えたところ、後日、警察署で相談することとなった。

警察署で相談した結果は、次のとおりであった。「司法警察権の行使として老人福祉法第29条第1項及び消防法第17条第1項違反容疑でA氏を捜査する。捜査対象は、『宅老所G』の経営会社である株式会社D、守山区の『宅老所G』及び隣接市の『宅老所H』とする。早期に解決する必要があると考えることから明日までに警察署長の了承をとる。」

警察の対応が協力的であったため、これで、改善に向かって大きく進むのではないかと感じた。

### 警察介入後

警察に相談した旨をA氏に伝えたところ、態度が一変し、消防法令違反の改善についての連絡が連日のように当署予防課にかかってきた。経過は次のとおりである。

R5.6.22	A氏に警察へ相談した旨を伝えた。
同日	A氏と設備業者から「どの消防用設備等が必要なのか？」と電話がある。
R5.6.26	設備業者が、自火報と誘導灯の設置相談のため、来署。SPと火通も必要である旨を伝える。
R5.6.28	A氏から「誘導灯はいくつ必要か？」「自火報とはどのような設備か」との連絡がある。
R5.6.29	A氏から入居者を移動して(6)項ハにするので自火報及び誘導灯の設置のみで考えたいとの連絡がある。
R5.7.4	設備業者から、自火報と誘導灯の着工届が提出され、「部品が届き次第着工し、遅くとも7月中には設置を完了する」との回答がある。
R5.7.13	警察と合同で立入検査を実施 警察からA氏に対し消防の指導を守らない場合は、刑事事件として取り扱うことが伝えられた。

同日 16時頃	A氏から「自火報及び誘導灯は、7月末までに設置し、8月末までに入居者の調整を行い、SP及び火通に関しては、用途を(6)項ハにすることで「設置しないこととしたい」旨の改善計画書が提出された。
R5.7.20	A氏が当署に来署 その後の状況について確認したところ、「宅老所Gを10月末までに休止することとした」とのこと。詳細な状況を確認するために再度来署してほしいと伝えたと、A氏が7月28日に来署することとなった。
R5.7.28	A氏曰く、「10月末までに『宅老所G』を休止することとしたので、各設備を免除できないか。現在の入居者の受け入れ先が決まれば、8月中にも休止できるため、早急にそれに向けて対応を進めていく」とのこと。 消防署としては「有料老人ホームとして運営している以上、消防用設備等の設置は必要である。休止するまでは自火報及び誘導灯の設置は必要である」と指導した。 同日夕方「8月末までに設備の設置を検討し、10月末までには、必ず休止する」旨の改善計画書が提出された。なお、仮に8月末までに休止できなければ、警告書を交付する旨を伝えた。
R5.8.15	B消防本部から宅老所Hに自火報が設置されたと情報提供があった。

結果として、守山区の当該対象物は、要介護区分3未満の入居者を隣接市へ、要介護区分3以上の入居者を名古屋市内の他の(6)項口施設へ移動させ、改善計画書のとおり8月末までに休止となった。

## 改善状況

休止後、現地確認した際の状況(写真3)は次のとおりである。ベッドは残っていたが、入居者は完全に退去したことを確認した。なお、今後、営業を再開する可能性もあるため、定期的に現地を確認する方針とした。



写真3 退去後の状況

## まとめ

今回の事例において、早期改善に至った要因は、警察機関との早期の協力連携体制の確立であったと考える。併せて、関係機関との連携の必要性も強く感じた事例であった。警察機関の早期介入は、担当者間の関係性などによるところもあるが、告発を見据え事前に相談しておくことは有効である。

本事例の所有者は、改善への言動が伴わず、防火意識も低く、消防機関を軽視している印象があった。改善意識の低い所有者に対する指導は大変困難である。それゆえ、組織内の意思統一と明確な指導方針のもと、初動から一貫した権限行使を迅速に図ることが大切であると強く感じた。

そして、契約書や着工届等の具体的な改善の意思が確認できなければ、機を逸することなく上位の違反処理へ移行することが必要である。

超高齢化社会の今日の日本においては、高齢者の数に対して、それを受け入れる社会福祉施設が不足しているため、本事例のような法令を無視した社会福祉施設は後を絶たない。長崎市認知症グループホーム火災に類似した火災による被害者を再び発生させないため、早期に消防用設備等を設置し、安全を確保しながら運営してもらうように指導することが、私たち消防機関に求められる重要な役割である。この事例を参考に、全国の消防本部が連携して市民の安心安全を守っていくことを期待して、文末の言葉とする。